

児童手当について

お知らせ & よくある質問



児童手当とは？

家庭での生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成・資質の向上に資することを目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に支給されます。

●児童手当支給額(児童1人あたりの月額)

3歳未満	3歳以上～ 小学校修了前	中学生
15,000円	10,000円 ※第3子以降は、 15,000円(下記参照)	10,000円
特例給付 一律5,000円		
児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上 の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給		

※第3子以降とは？

高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)までの子どもを児童とし、その中で上から数えた3番目以降の児童を言います。



●支給月

毎年6月、10月、2月の月初めに、それぞれの前月分までの手当をまとめて支給します。



受給者の方へ！

●現況届を提出してください

すべての受給者へ、現況届を6月1日(金)に発送します。添付書類をご確認の上、7月2日(月)までに必ず提出してください。現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を受けられなくなる場合があります。

●児童手当を振り込みます

平成30年2月～5月分の児童手当と特例給付(受給者の所得が所得制限限度額以上の人)を、6月5日(火)に各受給者の申請口座へ振り込みます。
※受給者が公務員の場合は、勤務先から別途支給されます。

申請は、出生や転入から15日以内に！

児童手当は、原則として申請した翌月からの支給になります。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

- ▷初めてお子さんが生まれたとき
- ▷第2子以降の出生により、お子さんが増えたとき
- ▷ほかの市町村に住所が変わったとき
- ▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ▷単身赴任などで児童と別居することになったときなど

よくある質問 Q&A

Q1. 児童手当の申請時に必要なものは？

A. 次の書類などがが必要です。

- 認定請求書
(用紙は市民課医療年金グループにあります)
- 請求者本人の印鑑(認め印でも可)
- 請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの
- 請求者本人の健康保険証
- 請求者、配偶者の個人番号(マイナンバー)が分かるもの

※平成29年11月以降、マイナンバー制度により所得証明書の提出が原則として不要になりました(マイナンバーで情報照会を行うため)。

Q2. 里帰り出産をした場合は？

A. 児童手当は請求者の住所登録地で申請してください。出生15日以内の申請であれば、翌月分からの支給になります。

Q3. 出生や転入等での児童手当の申請時に、健康保険証などの必要書類が揃わない場合は？

A. 書類が揃わない場合でも、申請を受け付けますので期限内に申請してください。不足する書類などは後日に提出してください。

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)